

○奈良県警察表彰取扱規程（昭和49年10月21日本部訓令第10号）

[沿革] 昭和50年2月本部訓令第1号、55年3月第1号、8月第12号、58年4月第5号、59年12月第11号、61年12月第11号、62年3月第8号、平成元年5月第6号、4年5月第15号、8年11月第19号、10年2月第4号、5月第12号、11年2月第1号、13年3月第4号、17年8月第13号、26年2月第8号、30年12月第16号改正

奈良県警察表彰取扱規程（昭和30年3月奈良県警察本部訓令第5号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 表彰の種類等

第1節 本部長表彰（第2条—第7条）

第2節 部長及び所属長の表彰（第8条・第9条）

第3節 その他の表彰（第10条・第11条）

第3章 副賞（第12条）

第4章 表彰の上申（第13条・第14条）

第5章 表彰の審査等（第15条・第16条）

第6章 雑則（第17条—第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）に定めるもののほか、奈良県警察における表彰とその取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 表彰の種類等

第1節 本部長表彰

（表彰の種類）

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）が行う表彰は次のとおりとする。

- (1) 警察功績章
- (2) 賞詞
- (3) 賞状
- (4) 賞誉
- (5) 感謝状

(警察功績章)

第3条 警察功績章は、勤務成績が優秀で特に顕著な功労があり、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する職員が退職するときに授与する。ただし、既に警察功績章以上の表彰を受けたことのある者又は過去1年以内に懲戒処分を受けたことのある者は除く。

- (1) 30年以上警察に在職した警視又は警部及びこれらに相当する一般職員
- (2) 30年以上警察に在職した警部補以下の警察官及びこれに相当する一般職員で、警察庁長官の賞詞又は管区警察局長及び本部長の行う優秀警察職員表彰を受けたことのある者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、警察功績章を授与することが相当と認められる者  
(賞詞)

第4条 賞詞は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて警察職員として多大な功労があると認められる者に対して授与する。

- (1) 犯罪の予防又は鎮圧
- (2) 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕
- (3) 人命の救助
- (4) 水火災その他の災害又は変事における警戒、防護若しくは救護
- (5) 警察上の発見、発明、改善又は研究
- (6) 警察上重要な事務の処理又は職務の執行
- (7) 他の模範と認められる優秀な勤務実績
- (8) 満20年勤続又は満30年勤続
- (9) 20年以上良好な成績で勤続して退職する場合（前条の規定に該当する者を除く。）。ただし、死亡による退職の場合の勤続の期間は、10年以上とする。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、賞詞を授与することが相当と認められるもの  
(賞状)

第5条 賞状は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて顕著な業績があると認められる警察本部の部、課、所、隊若しくは学校若しくは警察署又は捜査本部その他業務処理上設置された組織（以下「部署」という。）に対して授与する。

- (1) 犯罪の予防又は鎮圧
- (2) 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕
- (3) 水火災その他の災害又は変事における警戒、防護若しくは救護
- (4) 業務の成績優秀
- (5) 前各号に掲げるもののほか賞状を授与することが相当と認められるもの

(賞誉)

第6条 賞誉は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて、警察職員として功労があると認められる者又はその業績が優秀であると認められる部署に対して授与する。

(1) 警察職員に対する賞誉

ア 第4条第1号から第6号までに掲げる事項

イ 優良な実務成績

ウ おおむね10年以上良好な成績で勤続して退職する場合（第4条第9号の規定に該当する者を除く。）。ただし、死亡による退職の場合の勤続の期間は、おおむね5年以上とする。

エ アからウまでに掲げるもののほか、賞誉を授与することが相当と認められるもの

(2) 部署に対する賞誉

前条各号に掲げる事項

(感謝状)

第7条 感謝状は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて功労があると認められる奈良県警察以外の警察の部署若しくは職員又は警察職員以外の者若しくは団体（以下「部外者」という。）に対して授与する。

(1) 犯罪の予防又は鎮圧

(2) 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕

(3) 人命の救助

(4) 水火災その他の災害又は変事における警戒、防護若しくは救護

(5) 前各号に掲げるもののほか、警察又は警察職員に対する協力で、感謝状を授与することが相当と認められるもの若しくは長期間（おおむね10年以上）警察業務に協力し、その功績が顕著なもの

第2節 部長及び所属長の表彰

(部長の行う表彰)

第8条 警察本部の部長（以下「部長」という。）は、主管事務について第6条に規定する賞誉に次ぐ功労があると認められる警察職員又は優れた業績があると認められる部署に対して、賞を行うことができる。

2 部長は、前条に規定する感謝状に次ぐ功労があると認められる部外者に、感謝状を授与することができる。

(所属長の行う表彰)

第9条 警察本部の課長、所長、隊長及び学校長並びに警察署長（以下「所属長」とい

う。)は、功労があると認められる所属の警察職員に対して賞を行うことができる。

2 警察署長は、第7条又は前条第2項に規定する感謝状に次ぐ功労があると認められる部外者に感謝状を授与することができる。

### 第3節 その他の表彰

(即賞)

第10条 本部長は、主として初動的な警察活動に当たって、職員に特に顕著な功労があり、速やかに賞揚する必要があると認めるときは、別に定めるところにより当該職員に即賞を授与することができる。

(競技会等の表彰)

第11条 本部長又は部長若しくは所属長は、その主催する各種競技会等において優秀な成績を収めた職員若しくは部署又は部外者に対して、その会長名をもって表彰を行うことができる。

### 第3章 副賞

(副賞の付与)

第12条 第4条から第8条までに規定する表彰並びに第9条に定める表彰のうち学校長及び警察署長の行う表彰には、別表第1に定める範囲内において賞金その他の副賞を付与することができる。

### 第4章 表彰の上申

(上申手続)

第13条 所属長は、第3条から第7条までに規定する功労又は業績(第3条に定める警察功績章については、同条第1号及び第2号に掲げる者に限る。)があると認めるときは、その表彰の種類に応じ、別記様式第1号から第7号までに定める上申書により、警務部監察課長(以下「監察課長」という。)を経由して本部長に表彰の上申を行うものとする。ただし、部署に対する表彰の上申については、原則として被表彰事案を主管する部長が行うものとし、表彰事案が2以上の部の所管事項に関連するときは、関係する部長が協議して行うものとする。

2 第8条に定める表彰の上申手続については、前項本文の規定を準用する。この場合において、前項本文中「第3条から第7条まで」とあるのは「第8条」と、「警務部監察課長」とあるのは「表彰事案を主管する警察本部の課長」と、「本部長」とあるのは「部長」と読み替えるものとする。

3 第9条に定める表彰の上申手続については、所属長が定めるものとする。

(副申等)

第14条 前条第1項に規定する表彰の上申のうち、第4条、第6条(部署に対して授与

する場合を除く。)及び第7条に規定する表彰の上申は、表彰事案を主管する警察本部の課長(次項において「主管課長」という。)を経由して行うものとする。

- 2 前項の規定による上申を受理した主管課長は、当該上申内容について検討し、その表彰の種類に応じ、別記様式第8号から第10号までに定める副申書を作成し、上申書とともに監察課長に送付するものとする。

## 第5章 表彰の審査等

(審査)

第15条 表彰の適正を期するため、本部長が必要と認める表彰事案については、部長会議(奈良県警察処務規程(昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号。以下「処務規程」という。)第11条の2に定めるものをいう。)において審査を行うものとする。

(審査基準)

第16条 次の各号に掲げる表彰の審査基準は、別表第2「優秀警察職員表彰等の審査基準」のとおりとする。

- (1) 第4条第7号の規定による優秀警察職員表彰
- (2) 第4条第8号の規定による永年勤続警察職員表彰
- (3) 第4条第9号及び第6条第1号ウの規定による退職警察職員表彰
- (4) 第6条第1号イの規定による優良警察職員表彰

- 2 前項各号に掲げる表彰以外の表彰の審査基準は、別表第3「事件功労等の表彰審査基準」のとおりとする。ただし、事案が特殊又は異例で表彰審査基準により難しい場合は、別に審査する。

## 第6章 雑則

(死亡又は退職時の表彰)

第17条 表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡又は退職したときは、生前又は退職の日にさかのぼって表彰を行うものとする。

- 2 前項の表彰のうち死亡時の表彰は、遺族に交付して行い、その遺族の範囲及び順位については奈良県職員に対する退職手当に関する条例(昭和28年10月奈良県条例第40号)第2条の2の規定の例による。

(表彰の中止)

第17条の2 表彰を受ける者が表彰前に受賞者としてふさわしくない行為等があったときは、表彰を行わないことがある。

(表彰状の様式)

第18条 第3条から第7条までの規定による本部長表彰に用いる表彰状は、別記様式第11号のとおりとする。ただし、奈良県警察学校規程(平成13年10月奈良県警察本部訓

令第17号) 第21条の規定に基づく表彰状の様式は、同規程に定めるところによる。

2 第8条及び第9条の規定による部長及び所属長の表彰に用いる表彰状は、別記様式第12号のとおりとする。

3 第11条の規定による競技会等の表彰に用いる表彰状は、別記様式第13号のとおりとする。

(記録)

第19条 監察課長は、本部長表彰以上の表彰が行われたときは、別記様式第14号の表彰台帳に所定事項を記録しておかなければならない。

2 警察本部の各部の庶務を担当する課の長は、部長表彰を行った都度別記様式第15号の表彰台帳に所定事項を記録しておかなければならない。

3 所属長は、表彰を行った都度、警察本部の課長、所長、隊長及び学校長にあつては前項に準じ、警察署長にあつては進退録(処務規程第39条に定めるものをいう。)に、それぞれ所定事項を記録しておかなければならない。

附 則

この訓令は、昭和49年11月1日から施行する。

附 則 (昭和50年2月28日本部訓令第1号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和50年3月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月10日本部訓令第1号)

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年8月25日本部訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年4月1日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年12月6日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和59年12月6日から施行し、昭和59年11月20日から適用する。

附 則 (昭和61年12月19日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和61年12月19日から施行し、この訓令による改正後の奈良県警察表彰取扱規程の規定は昭和61年10月1日から適用する。

附 則 (昭和62年3月30日本部訓令第8号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年5月22日本部訓令第6号)

この訓令は、平成元年5月22日から施行し、〔中略〕平成元年3月24日から適用〔中

略] する。

附 則 (平成4年5月18日本部訓令第15号)

この訓令は、平成4年5月18日から施行し、平成4年3月13日から適用する。

附 則 (平成8年11月20日本部訓令第19号)

この訓令は、平成8年12月1日から施行する。

附 則 (平成10年2月25日本部訓令第4号)

この訓令は、平成10年3月1日から施行する。

附 則 (平成10年5月27日本部訓令第12号)

この訓令は、平成10年5月27日から施行する。

附 則 (平成11年2月12日本部訓令第1号)

この訓令は、平成11年2月12日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日本部訓令第4号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年8月31日本部訓令第13号)

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月28日本部訓令第8号)

この訓令は、平成26年2月28日から施行する。

附 則 (平成30年12月3日本部訓令第16号)

この訓令は、平成30年12月3日から施行する。

(別表等省略)